

# 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を 再開する取組を支援します

## ～ 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 ～

再生作業や  
土づくり等の取組に  
国の支援があります。



### 対象者等

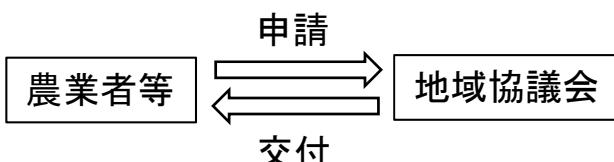
- 農業者、農業生産法人、農業へ参入する法人、農地中間管理機構等  
※ 再生作業に一定以上の労力と費用を要する農用地区域内の「荒廃農地」が対象です。

### 事業要件

- 再生作業に10万円／10a以上要する農地が対象です。
- 土地所有者に代わり、再生作業後に5年間以上耕作する必要があります。

### 事業申請

- 市町村、農業委員会等で構成される地域耕作放棄地対策協議会(地域協議会)に申請する必要があります。申請内容について地域協議会が審査します。



## 支援内容

### ・ 再生作業（刈払・拔根・耕起・整地）



補助率

**5万円／10a**

(中心経営体に集約化する場合は6万円／10a)

重機を用いる場合

**1／2以内** (沖縄県は2／3以内)

### ・ 土づくり、営農定着（作付け）



補助率

**2. 5万円／10a**

### ・ 小規模基盤整備、基盤整備



補助率

小規模基盤整備

**2. 5万円／10a**

基盤整備

**1／2以内** (沖縄県は2／3以内)

### ・ 経営（加工品試作、試験販売）



補助率

**定額**

### ・ 農業用機械の借り上げ、農業用施設（ハウス、果樹棚等）の整備等



補助率

**1／2以内** (沖縄県は2／3以内)

詳細については、各市町村の地域協議会または農村振興局農村計画課(☎03-6744-2442)までご連絡ください。

地域協議会の連絡先はホームページに掲載しています。

[http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h\\_madoguti/index.html](http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html)